

要領様式第2号

出張報告届

令和元年11月12日

吹田市議会議長様

会派名 自由民主党紺の会

出張者氏名 白石透 

印

印

印

印

印

印

下記のとおり出張したので届け出ます。

記

出張先	アットビジネスセンター池袋駅前別館8階		
期間	令和元年11月8日から11月8日まで1日間		
出張の成果	別紙のとおり		
	指定管理者制度の在り方 ～公共性とは何か～	認印	会派代表者
備考			



(株) 地方議会総合研究所 報告書

指定管理者制度の在り方 ~公共性とは何か~

日程 : 2019 年 11 月 8 日 (金)

場所 : アットビジネスセンター池袋駅前別館

講師 : 太田 雅幸 弁護士

地方自治法の第 244 条には普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。とされており、その要件として

- ① 住民の利用に供するための施設
- ② 当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの
- ③ 住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの
- ④ 地方公共団体が設けるもの
- ⑤ 施設であること

と、定義づけられている。

公の施設の具体例として、体育館、運動場、プール、博物館、美術館、図書館、文化会館、公民館、老人福祉施設、児童福祉施設、保育所、公立病院、上水道、下水道、公園、道路、学校、公営住宅、墓地、駐車場などがあてはまる。また、公の施設には、病院、老人福祉施設、

図書館、博物館には専門的なスキルを有する人材が不可欠であり、単にハコモノではない。

さて、管理委託制度と指定管理者制度の違いは、制度導入前の管理委託においては、清掃や警備等の事実行為を契約に基づき外部委託するものであり、公の施設の管理業務の委託先を、公共団体、（土地改良区等）、公共的団体（農協、生協、自治会等）及び自治体の出資法人に限定。委託は、自治体と受託者との契約に基づき行うものであり、委託事務の内容は事実行為に限定されている。

一方、指定管理は、公の施設の管理に関する権限を行わせるもので、行政処分である利用許可も行わせるものである。

また、地方独法と指定管理者制度の違いは地方独立行政法人は当該施設（試験研究機関、公立大学、公立病院等）を自治体から分離・独立した法人である地方独立行政法人に移管し、当該独立行政法人の責任により管理を行われるものであり、設置管理は、当該法人が自ら決定するのに対し、指定管理者制度では公の施設の設置は自治体が行うこととし、その管理の一部を団体に委託するものであり、設置管理は、自治体の条例で行う。

最後に利用者の安全確保の面から平成 18 年の埼玉県ふじみ野市の

プール事故（直営）や平成22年6月18日の静岡県三ヶ日青年の家（指定管理者制度導入）での死亡事故などが発生した事例もあり、責任の所在をはっきりさせ、利用者の安全確保が最重要課題である事を忘れてはならない。

吹田市で今後の施設運営に関しても、指定管理者制度は大いに活用される案件も増加してくる事が予想されることから、市民第一主義で、安全、安心にそして市民満足が最大限に得られるよう考えていくべきである。